

## 平成26年度第2回農薬使用時安全性検討会 議事要旨

1. 日時：平成26年11月27日（木）14：00～15：30
2. 場所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部 会議室
3. 出席：赤堀委員、櫻井委員、関田委員（座長）、田中委員、三瀬委員（五十音順）  
（事務局）：独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部

ラクトバチルス プランタラム BY株、トルプロカルブ、マンデストロビン及び酒石酸モランテルの農薬使用時安全性の検討を議題として開催された。その要旨は次のとおりである。

### 議題1 ラクトバチルス プランタラム BY株について

- （1）事務局より、本剤の毒性試験成績概要及び評価案について説明された。
- （2）当検討会で審議した結果、別紙1の使用上の注意事項を定めることが適切とされた。

### 議題2 トルプロカルブについて

- （1）事務局より、本剤の毒性試験成績概要及び評価案について説明された。
- （2）当検討会で審議した結果、別紙2の使用上の注意事項を定めることが適切とされた。

### 議題3 マンデストロビンについて

- （1）事務局より、本剤の毒性試験成績概要及び評価案について説明された。
- （2）当検討会で審議した結果、別紙3の使用上の注意事項を定めることが適切とされた。

### 議題4 酒石酸モランテルについて

- （1）事務局より、本剤の毒性試験成績概要及び評価案について説明された。
- （2）当検討会で審議した結果、別紙4の使用上の注意事項を定めることが適切とされた。

### その他

- （1）最近の農薬情勢について  
事務局より、新たな曝露評価の導入及び家畜関係の新たなデータ要求について説明された。
- （2）次回日程について  
次回の農薬使用時安全性検討会は、平成27年3月に独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部会議室にて開催することが提案された。

(照会先) 農薬検査部毒性検査課 大倉、大森、高嶺  
電話：050-3797-1868

## ○ラクトバチルス プランタラム BY 株

### (総合評価) 使用上の注意事項

ラクトバチルス プランタラム 水和剤

- (1) 本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗すること。
- (2) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

## ○ トルプロカルブ

(総合評価) 使用上の注意事項

トルプロカルブ 3.0% 粒剤
-----------------

通常の使用方法ではその該当がない。
-------------------

サンブラススタークル箱粒剤 (ジノテフラン 2.0% ・ トルプロカルブ 12.0% 粒剤)
--

通常の使用方法ではその該当がない。
-------------------

## ○マンデストロビン

(総合評価) 使用上の注意事項

スクレアフロアブル (マンデストロビン 40.0%フロアブル)
---------------------------------

通常の使用方法ではその該当がない。
-------------------

シバコン (マンデストロビン 40.0%フロアブル)
----------------------------

公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。
---

## ○酒石酸モランテル

### (総合評価) 使用上の注意事項

#### 酒石酸モランテル 20.0%液剤

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。  
誤って飲み込んだ場合には吐かせないで、直ちに医師の手当を受けさせること。  
本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。  
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 使用の際は農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。  
作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (4) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (5) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触を避けること。
- (6) 夏期高温時の使用を避けること。
- (7) 街路、公園等で使用する場合は、使用中及び使用後（少なくとも使用当日）に小児や使用に関係のない者が使用区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。